

**愛 知 県**  
**工賃向上計画**  
**(第3期)**

## 目 次

第1章 計画策定の基本的考え方.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の対象期間.....	2
3. 計画の対象事業所.....	2
第2章 愛知県工賃向上計画（第2期）の評価と本県の状況.....	3
1. 愛知県工賃向上計画（第2期）の評価.....	3
2. 事業所の設置状況.....	4
3. 工賃の状況.....	5
第3章 目標工賃.....	8
第4章 課題.....	10
1. 事業所内における課題.....	10
2. 作業内容と製品に関する課題.....	11
3. 販売に関する課題.....	11
第5章 方策.....	12
1. 県の取組.....	12
2. 平成32年度までの主な施策.....	12
3. 事業所の取組.....	13
4. 愛知県セルフセンターの取組.....	14
第6章 市町村の取組事例.....	16

# 第1章 計画策定の基本的考え方

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) これまでの経緯

- 障害のある方がその有する能力及び適性に応じ、地域で、できる限り、自立した生活を送ることを目指した障害者自立支援法が平成18年4月及び10月に施行され、就労継続支援B型事業所等において生産活動をしている障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、障害年金を始めとする社会保障給付等による収入と合わせて工賃水準を引き上げることが重要であるとされました。
- こうした中で、障害福祉サービス事業所等いわゆる福祉の場で働く障害のある方について、工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、「福祉から雇用へ」の取組の一環として、都道府県において「工賃倍増5か年計画」を作成し、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進することとされました。
- こうした方針を受け、本県においても、平成19年度から平成23年度までの5年を計画期間とする「愛知県工賃倍増5か年計画」を策定し、障害のある方の工賃水準を向上させるため、個々の事業所の取組を超えて官民一体となった取組を計画的に行うこととしました。
- しかし、目標工賃が達成できなかったことから、これまでの取組の実績を踏まえて、事業所においても「工賃向上計画（事業所版）」を作成するなどの見直しを行った上で、3年ごとに「愛知県工賃向上計画」を策定し、工賃水準の引き上げに向けた継続的な取組を進めることとしました。
- これまでの計画の策定状況と工賃実績については、次のとおりです。

計画名	計画期間	最終年度の 目標工賃	最終年度の 工賃実績
愛知県工賃倍増5か年計画	平成19年度～平成23年度 (5年)	平成23年度 30,000円	平成23年度 14,495円
愛知県工賃向上計画	平成24年度～平成26年度 (3年)	平成26年度 17,271円	平成26年度 15,916円
愛知県工賃向上計画 (第2期)	平成27年度～平成29年度 (3年)	平成29年度 17,738円	平成29年度 15,297円

## (2) 基本の方針

- 平成30年3月策定した第5期愛知県障害福祉計画では、就労移行支援等や労働施策との連携を通じて、一般就労への移行を積極的に進めるとともに、障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な福祉施設利用者も地域で自立した生活が送れるよう、工賃水準を改善し、就労意欲の向上に取り組んでいくこととしています。
- また、平成25年4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づいて、本県でも「障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針（以下、調達方針）」を策定し、本県が行う物品及び役務の調達において、障害者就労施設等が提供する物品及び役務に対する受注機会の拡大を図ることとしています。
- このため、国の「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針に沿って、平成30年度から平成32年度までの3か年について、新たな計画として「愛知県工賃向上計画（第3期）」を策定し、継続的な工賃水準の引き上げに向けた取組を進め、県内事業所の支援を実施していきます。

## 2. 計画の対象期間

- 本計画の対象期間は、平成30年度から平成32年度までの3か年とします。

## 3. 計画の対象事業所

- 本計画の対象事業所は、就労継続支援B型事業所とします。  
ただし、本計画に基づき県が実施する事業については、以下の事業所も対象とします。
  - ・ 就労継続支援A型事業所
  - ・ 生産活動を行っている生活介護事業所
  - ・ 地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、工賃の向上に積極的に取り組んでいる事業所であって、事業所の希望があり、適当と認められる事業所

## 第2章 愛知県工賃向上計画（第2期）の評価と本県の状況

### 1. 愛知県工賃向上計画（第2期）の評価

#### （1）予算額の推移

- 本県では、「愛知県工賃向上計画（第2期）」に基づき、工賃向上推進事業を各年度において実施してきました。

また、障害者の農業分野での就労を支援し、職域の拡大と工賃水準の向上を進めるため、平成28年度より新たに、農業を行っている事業所を対象として農福連携工賃向上推進事業を開始しました。

各事業の年度ごとの予算額は、以下のとおりでした。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
工賃向上推進事業	3,534千円	2,257千円	2,745千円
農福連携工賃向上推進事業	—	5,012千円	4,348千円

#### （2）事業の実績

##### ア 工賃向上推進事業

- 工賃向上推進事業の実績は、以下のとおりでした。

事業を活用した事業所について、事業を活用した年度の工賃実績とその翌年度の工賃実績を比較して、工賃が向上した事業所の割合は、アドバイザー派遣事業が72.2%、施設職員研修事業が53.2%でした。

項目	実施事業所数	工賃向上事業所数※	工賃向上割合
アドバイザー派遣事業	30事業所	13事業所	72.2%
施設職員研修事業	212事業所	84事業所	53.2%

※ 翌年度の工賃実績が判明している平成27・28年度参加事業所のみ。

- 事業を実施した事業所では一定の成果（工賃の向上）がみられ、事業の効果があつたと考えられます。

一方で、目標工賃の達成に至っていない事業所もあることから、事業所の実態に応じたきめ細かい対応を検討していく必要があります。

## イ 農福連携工賃向上推進事業

- 農福連携工賃向上推進事業の実績は、以下のとおりでした。  
事業を活用した事業所について、事業を活用した年度の工賃実績とその翌年度の工賃実績を比較して、工賃が向上した事業所の割合は、農業技術等集団実践導事業が 33.3%、農福連携福祉職員研修が 32.7%でした。

項目	実施事業所数	工賃向上事業所数※	工賃向上割合
農業技術等集団実践指導事業	24 事業所	4 事業所	33.3%
農福連携福祉職員研修	72 事業所	16 事業所	32.7%

※ 翌年度の工賃実績が判明している平成 28 年度参加事業所のみ。

- 事業効果は一部の事業所に留まっていますが、農業は収穫までのサイクルが長く、短期間で効果が出るものではないことから、事業を活用した事業所の今後の工賃推移を長期的に観察しつつ、必要に応じて事業内容を精査するなど、高い事業効果を発揮できるよう改良を重ねていきます。

## 2. 事業所の設置状況

- 県内の就労継続支援事業B型事業所の数は、平成 30 年 4 月 1 日現在で、501 事業所（定員 10,093 人）となっています。  
このうち、8 事業所（定員 160 人）は平成 30 年 4 月 1 日に事業所指定を受けており、今後も事業所は増加していくものと考えられます。

### 3. 工賃の状況

#### (1) 平成 29 年度の状況

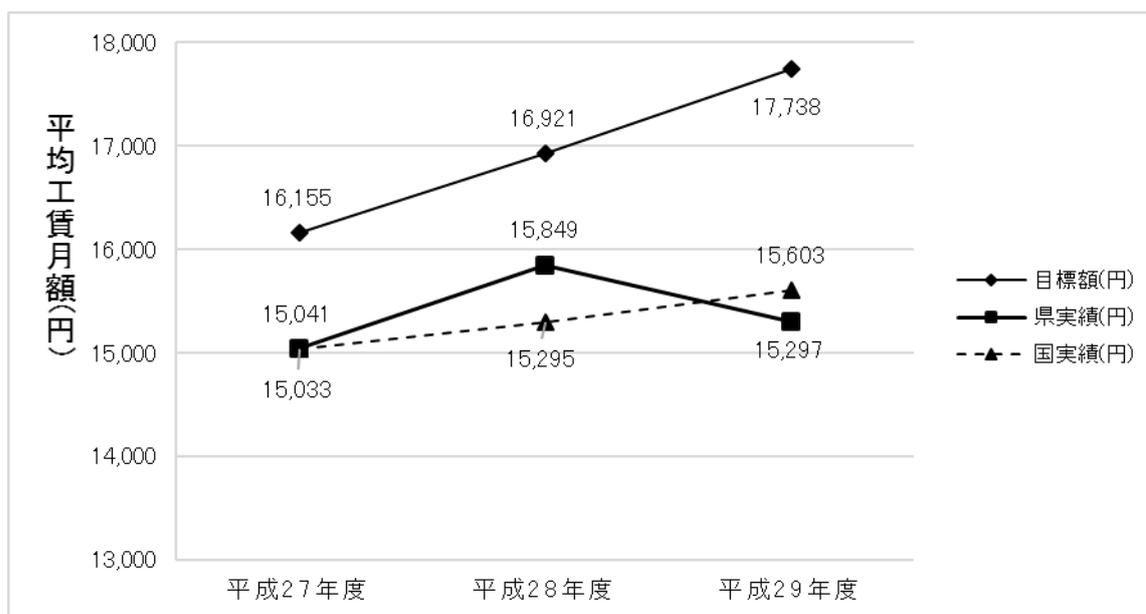
- 平成 29 年度における本計画の対象事業所の平均工賃月額、以下のとおりでした。

年度	平成 29 年度	平成 28 年度	対前年度比
平均工賃月額	15,297 円	15,849 円	△552 円 (△3.5%)

#### (2) 平成 27 年度から平成 29 年度の工賃の推移

- 工賃向上計画（第 2 期）対象期間における平均工賃月額と目標工賃月額、全国平均月額の推移は、以下のとおりでした。

本県の工賃月額は、平成 28 年度まで全国平均を上回っていましたが、平成 29 年度は平成 28 年度の実績額を 552 円下回ったことが影響して、全国平均も 306 円下回りました。



※小数点以下四捨五入により処理。

- 工賃向上計画（第 2 期）策定時に目標工賃を設定した 314 事業所のうち、実績報告が提出された 275 事業所の工賃実績（月額）の推移は、以下のとおりでした。

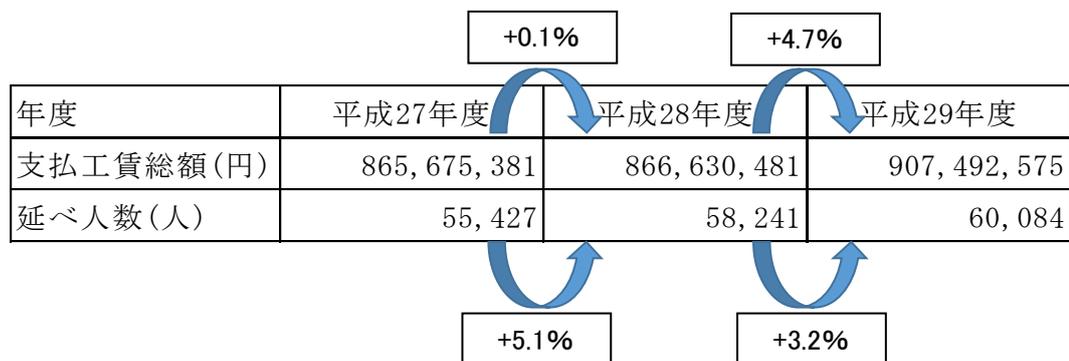
県全体の工賃実績は上回ったものの、工賃向上計画（第 2 期）で設定した目標工賃月額には達しませんでした。

特に、平成 29 年度は、平成 28 年度の工賃月額を 378 円下回りました。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
工賃実績（月額）	15,272 円	16,413 円	16,035 円

- 工賃向上計画（第2期）策定時に目標工賃を設定した 314 事業所のうち、平成 27 年度から平成 29 年度にかけての県における目標工賃の増加額 1,583 円が達成できなかった事業所の特徴としては、利用者の人数が増加しているにもかかわらず、それに見合う作業が確保できず、その結果として、一人当たりの工賃が伸び悩んだことが挙げられます。

【参考】工賃月額 1,583 円の向上ができなかった事業所の推移



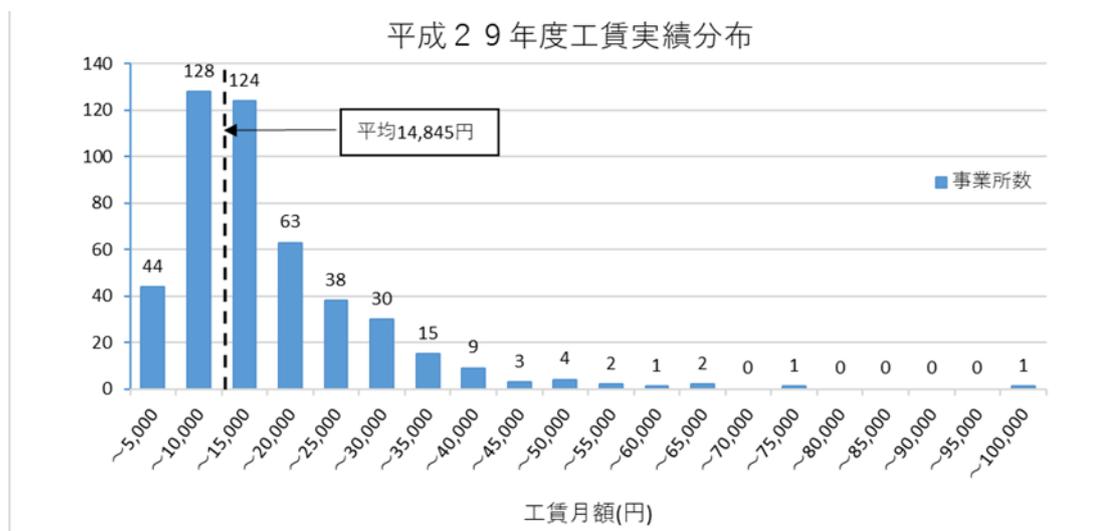
- 期間中に支払工賃総額の伸びが鈍かった要因として、請負作業を行っている事業所で、一つの取引先に大きく依存していたため、取引先の不況の影響で売上が大きく減少し、工賃が減少してしまったという事例が挙げられます。
- さらに、計画対象期間中に開設された事業所が多くあり、これらの事業所における工賃実績額と、計画策定時に既に存在する事業所が設定した目標工賃額とは開きがあることも県全体の平均工賃を引き下げた要因の一つと考えられます。  
※ 「(4) 開設時期による工賃の状況」参照

【参考】新規開設事業所数

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規開設事業所数	57 事業所	66 事業所	68 事業所

### (3) 平成 29 年度の工賃実績分布

- 平成 29 年度の平均工賃実績額の分布は以下のとおりです。



- 工賃実績額が高い事業所においては、データ入力やHP作成、ドライフルーツの加工・販売、ペットボトルや空きビンの選別及びリサイクル、印刷物やクリーニング等、他事業所とは差別化された独自の業務を実施しており、また、市町村等からの業務委託を受けている事業所が高い工賃実績額を示しています。

### (4) 開設時期による工賃の状況

- 平成 27 年度から平成 29 年度の各年度中に開設した事業所における工賃実績と、既存事業所の工賃実績の比較は、以下のとおりです。

年度	新規		既存	
	事業所数	平均工賃額	事業所数	平均工賃額
平成 27 年度	41 か所	13,390 円	303 か所	14,884 円
平成 28 年度	40 か所	9,877 円	346 か所	14,955 円
平成 29 年度	71 か所	13,795 円	394 か所	15,034 円

- 各年度中に新規開設した事業所の平均工賃額は、概ね 10,000 円～14,000 円程度であるのに対し、既存事業所の平均工賃は毎年確実に向上しています。新規事業所の開設初年度の工賃が低いことが、全体の平均工賃を引き下げる要因の一つになっていると考えられます。

### 第3章 目標工賃

#### (1) 目標工賃の設定

- 本計画では、各年度における目標工賃額を以下のとおりとします。

年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
月額	15,560円	16,532円	17,681円
時間額	214円	226円	241円

#### (2) 目標工賃の考え方

- 月額工賃については、平成30年4月1日現在の501事業所のうち、目標月額工賃を設定した485事業所の各年度における支払工賃総額及び延人数から算定しました。(平成30年度に1事業所が廃止予定。)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
目標工賃設定事業所数	486事業所	485事業所	485事業所
支払工賃総額	1,924,329,556円	2,099,559,341円	2,280,703,871円
延人数	116,560人	121,419人	124,665人
目標月額工賃	15,560円	16,532円	17,681円
	対前年	-	106%
			107%

#### 【参考】目標工賃区分別事業所数(月額)

目標工賃区分	事業所数					
	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		割合		割合		割合
～ 5,000円	39	8.0%	32	6.6%	29	6.0%
5,001円 ～ 10,000円	135	27.8%	115	23.7%	96	19.8%
10,001円 ～ 15,000円	123	25.3%	124	25.6%	124	25.6%
15,001円 ～ 20,000円	80	16.5%	95	19.6%	100	20.6%
20,001円 ～ 25,000円	37	7.6%	41	8.5%	46	9.5%
25,001円 ～ 30,000円	31	6.4%	30	6.2%	34	7.0%
30,001円 ～ 35,000円	18	3.7%	23	4.7%	23	4.7%
35,001円 ～ 40,000円	6	1.2%	6	1.2%	11	2.3%
40,001円 ～	17	3.5%	19	3.9%	22	4.5%
合計	486	100.0%	485	100.0%	485	100.0%

- 時間額工賃については、目標時間額工賃を設定した 201 事業所の各年度における時間額の平均から算定しました。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
目標工賃設定事業所数	201事業所	201事業所	201事業所
支払工賃総額	847,987,048円	934,010,935円	1,028,305,859円
延人数	48,276人	50,691人	52,331人
目標時間額工賃	213円	226円	241円
	対前年	-	106%
		106%	107%

【参考】 目標工賃区分別事業所数(時間額)

目標工賃区分	事業所数					
	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		割合		割合		割合
～ 50円	6	3.0%	6	3.0%	2	1.0%
51円 ～ 100円	29	14.4%	19	9.5%	14	7.0%
101円 ～ 150円	33	16.4%	34	16.9%	37	18.4%
151円 ～ 200円	44	21.9%	39	19.4%	36	17.9%
201円 ～ 250円	30	14.9%	33	16.4%	34	16.9%
251円 ～ 300円	33	16.4%	34	16.9%	32	15.9%
301円 ～ 350円	6	3.0%	15	7.5%	19	9.5%
351円 ～ 400円	4	2.0%	5	2.5%	6	3.0%
401円 ～	16	8.0%	16	8.0%	21	10.4%
合計	201	100.0%	201	100.0%	201	100.0%

## 第4章 課題

各事業所が作成した工賃向上計画（事業所版）から、工賃水準を向上させるための課題として、主に以下のような課題が挙げられます。

### 1. 事業所内における課題

- 利用者が地域で自立した生活を送るためには、工賃水準の引き上げは不可欠です。  
しかし、事業所においては、福祉的就労の場だけでなく、日常生活支援の場としての役割も果たしており、障害の重い利用者には、生活支援を優先する必要があります。  
このため、工賃水準の向上のための新たな作業の追加や作業時間の延長を望まないところもあり、全ての事業所が工賃水準の引き上げに向けて、積極的に取り組んでいるわけではありません。
- 事業所の生産活動を拡大させるためには、生産性の向上が必要です。  
そのためには、事業所の生産設備の増設・更新等が必要ですが、設備投資資金が不足しています。  
また、利用者とともに作業を行い、指示や指導ができる職員が必要ですが、職員数が不足している事業所や、職員の専門的な技術・知識が不足している事業所、生産活動を拡大することで逆に職員の負担が増加してしまい、長期にわたって職員以外のボランティアに頼らざるを得ない事業所があります。
- 継続的に一定量の生産（作業）量を維持または拡大していくためには、利用者の安定的な作業活動経験と時間を確保する必要があります。  
しかし、利用者により、また本人の状況により、作業日数や作業時間、作業内容に変動があったり、作業内容によって従事できる利用者が限られるため、安定した生産（作業）量を確保できない事業所や生産（作業）量に制限を設けざるを得ない事業所もあります。  
また、比較的多くの生産（作業）量に対応できた利用者が一般就労したことにより、事業所の生産性が大きく低下することがあります。
- 他にも、開設して間もない事業所等においては、利用者が確保できず、目標としている生産活動を行うことができない場合があります。
- 事業所が長期的に発展していくためには、生産活動を含めた事業所の活動について、地域や企業等に広く認知してもらうことも重要となります。また、生産品の販売においては、消費者のニーズ等の情報を的確に獲得することも重要となってきます。  
しかし、事業所によっては情報の発信及びニーズの把握に関するノウハウが不足しています。

## 2. 作業内容と製品に関する課題

- 工賃向上には、高い単価の業務を安定的に受注することが望めます。  
しかし、受託業務の多くは単価が低く、また、受注先の経営状況や景気動向の影響を受け受注量が安定しないことがあり、特に、単独の受注先に大きく依存している事業所や自動車関連会社の下請け、孫請けである事業所においては顕著に見られます。また、受注先が固定化しているため、受注が不安定となった時に、柔軟な対応ができない事業所があります。
- 自主製品を生産する場合は、各事業所において、消費者ニーズや地域性、収益性等を的確に把握し、総合的な判断のもと、魅力ある製品の開発が望めます。  
しかし、マーケティングに基づく新製品の企画開発や生産・管理技術等の専門性の高い職業能力の不足や、利用者に対して技術的指導ができる人材が不足しています。また、自主製品の生産活動において、焼き菓子や乳製品の加工食品は、材料原価の高騰や消費者の嗜好の変化、類似製品との競争等の影響を受けやすい状況にあります。
- 受託業務及び自主製品の生産活動においては、利用者の障害特性に十分に配慮した作業内容を選定することも重要となります。  
しかし、作業内容の選定よりも、仕事（作業量）の確保が優先されてしまい、作業に対応できる利用者が限られた結果、事業所の職員が作業の大半を担っている場合もあります。

## 3. 販売に関する課題

- 企業における「企業の社会的責任（CSR）」の取組が進み、事業所との取引を行っている企業もあることから、このような企業活動と連携できる事業展開が重要となります。  
しかし、各事業所においては、企業と接点を持つ機会が不足しており、新たな受注機会が確保できていない可能性があります。
- 販路の拡大には、企業の他にも、一般県民や一般の小売店や製造業においても、製品を認知される必要があります。  
しかし、専用の販売スペースを確保できる事業所が少ないことや、複数の事業所が共同して実施する即売会等の開催数が少ないことにより、一般県民が購入できる機会や小売店等からの作業発注の機会が限定されています。
- 受注先の拡大や販路の拡大には、企業や地域の小売店等への積極的な営業活動が必要となります。  
しかし、専任の営業担当職員を配置できている事業所は少ないのが現状です。

## 第5章 方策

工賃水準の引き上げには、各主体が一体となって継続的に、また長期的な視点で、第4章のような多様な課題に地道に取り組んでいく必要があります。

### 1. 県の取組

- 県内の事業所における工賃水準を引き上げるため、基本の方針となる「愛知県工賃向上計画（第3期）」に基づく取組を効果的に実施するため、国の補助事業等を活用し、市町村や企業等との連携の下に工賃向上支援事業を実施していきます。
- 今後、新規に開設される事業所を含め、各事業所に対して、工賃向上計画（事業所版）の作成をはじめとした工賃向上に向けた取組が、主体的に実施されるよう支援をしていきます。また、一事業所だけでは困難な地域や企業とのネットワークや事業所間のネットワークの構築を支援していくとともに、市町村に対し事業所の取組に対する支援について協力依頼を行っていきます。
- 工賃水準の引き上げには、官公需の拡大も効果的であることから、官公需調査等による現状把握に努めていきます。  
また、障害者優先調達推進法における「障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る」という趣旨を踏まえ、官公需における受注機会の拡大を推進してまいります。
- 県における優先調達に関する取組として、庁内の各部局との連携を図り、地方機関を含めた全庁的な優先的な発注に取り組みます。  
また、市町村等における優先調達の取組を推進するとともに、企業等に対しても理解を求めるなど、取組の輪を広げていきます。
- 工賃向上計画についてのPDCAサイクルにより成果を検証し、必要に応じて見直しを行っていくことで、県内事業所の工賃向上の取組を継続的に支援していきます。

### 2. 平成32年度までの主な施策

#### (1) 工賃向上推進事業

- 基礎研修  
事業所の管理者や職員を対象とした研修会を開催し、専門的知識の習得や人材育成による組織強化、官公需や民間企業、他事業所とのネットワークの構築を図ります。

- 個別面談＋成果報告会  
基礎研修事業に参加した事業所に対して個別に面談を行い、その事業所ごとに適切な課題を設定して、専門家の助言を受けながら解決に取り組むことで、工賃の向上を図ります。  
また、その成果を報告するため、事業所の管理者や職員を対象とした報告会を開催し、効果的な実践例の周知を図ります。

## (2) 農福連携工賃向上推進事業

- 農業技術等集団実践指導  
既に農業に取り組んでいる事業所の職員を対象として、農地において、専門知識やノウハウを持つアドバイザーによる農業技術に関する指導や助言、集団指導を行います。
- 啓発事業  
既に農業に取り組んでいる事業所の好事例などを収集し、事業所に広く周知するため、他の事業所を対象とした研修会を開催します。
- マルシェの開催  
農業に取り組む事業所の育てた野菜を中心に、全国の農福連携を進める福祉施設の商品を販売し、農福連携の普及・啓発を図ります。

## (3) 障害者地域生活支援コーディネート事業

- 事業所の受注拡大と事業所製品の販路拡大を目指し、共同受注窓口コーディネーターを4名配置して、企業や団体に出向いて仕事の切り出し等の相談に対応するほか、商品の売り込みを行うなど、事業所と企業をつなぎ、新たな福祉的就労や受注を生み出すことで、工賃向上に取り組めます。

## 3. 事業所の取組

- 各事業所で策定した工賃向上計画（事業所版）を指針として、施設長・事業所職員と利用者・保護者が共通認識を持ち、関係者が一体となって、主体的に工賃水準の引き上げに取り組んでいきます。
- 商品の企画・開発、販路の拡大をはじめとした市場開拓、生産効率の向上など企業の経営手法を活用するとともに、職員が職業能力の向上に努め、意欲を持って業務に取り組むことができる職場環境を整備していきます。
- 安定的、継続的な受注を獲得するためには、安定性・正確性のある仕事の提供が不可欠であることから、利用者の健康に十分配慮し、安心して通所できるようなサービスの提供に努めます。

- 事業所内にとどまらず、地域社会の構成員として地元の自治体、地域の企業・経済団体（商工会、商店街、農協等）等との連携を強化することにより、新たな協力関係の構築、新規顧客の獲得を目指し、地域のネットワークを形成していきます。
- 個々の事業所の強みを活かせるよう、同一地域の事業所同士、別地域にある同業種の事業所同士の共同の取組を進めるとともに、他業種との連携も図っていきます。
- 工賃向上計画（事業所版）について、生産活動の現状把握と分析、目標工賃の設定、具体的な取組の実行、その点検・評価及び改善を実施するPDC Aサイクルを実践し、継続的かつ長期的な事業の見直しをしていきます。

## 4. 愛知県セルプセンターの取組

### (1) 共同受注窓口による官公需及び民需の受注事業

国・県・市町村、民間企業等に向け、物品・役務・下請作業等の受注活動を行います。

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任担当者による新たな官公需、民需の調査</li> <li>・ナイスハートネット愛知（施設・事業所の製品・作業等を紹介するホームページ及び受注マッチングシステム）の構築</li> <li>・優先調達推進法の広報活動</li> <li>・下請作業の受注先開拓</li> <li>・施設外就労の受注先開拓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任担当者の増員による営業活動の強化</li> <li>・ホームページ・リーフレットの作成</li> <li>・印刷、クリーニング、庁内清掃等、優先調達成功事例の広報</li> <li>・下請作業の受注先開拓</li> <li>・施設外就労の受注先開拓</li> <li>・作業開拓（営業）研修の開催</li> <li>・製品の質を上げるための業種別研修の開催（パッケージ研修、POP作成研修など）</li> <li>・下請作業の研修（価格決定プロセスの研修等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任担当者の増員による営業活動の強化</li> <li>・下請作業の受注先開拓</li> <li>・施設外就労の受注先開拓</li> <li>・作業開拓（営業）研修の開催</li> <li>・製品の質を上げるための業種別研修の開催（食品製造研修等）</li> </ul>

## (2) 即売会「福祉の店」の充実

定期的に行っている「福祉の店」の開催日数及び参加事業所数を増やします。

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<ul style="list-style-type: none"><li>・第 39 回障害者作品即売会「福祉の店」の開催</li><li>・金山総合駅コンコース等で毎月行う定期即売会の開催</li><li>・名古屋市動物愛護センター等の新規即売会の開催</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・第 40 回障害者作品即売会「福祉の店」の開催</li><li>・金山総合駅コンコース等で毎月行う定期即売会の開催</li><li>・新規即売会の開拓</li><li>・販売研修の開催</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・第 41 回障害者作品即売会「福祉の店」の開催</li><li>・金山総合駅コンコース等で毎月行う定期即売会の開催</li><li>・新規即売会の開拓</li><li>・販売研修の開催</li></ul>

## (3) その他

- 工賃の実態分析と好事例の紹介
- 農福連携の推進
- イオン県内各店舗でのキャラバンセール開催可能性の調査
- 民需開拓のため、経済団体との協議の場の立上げ

## 第6章 市町村の取組事例

工賃水準の引き上げには、より多くの関係機関が意識的かつ継続的に、支援していくことが必要であることから、県内市町村の主な取組を紹介します。

### (1) 企業向けの取組

- 障害者優先調達法における障害者就労支援施設等について、市公式ウェブサイトに掲載します。
- 共同受注窓口の営業により、障害者就労支援施設からの調達及び仕事の受注を促進しています。
- 市内事業所で取り扱う物品等のパンフレットを作成し、自立支援協議会の就労部会から商工会議所等を通じて企業に周知することで、事業所への発注を促します。

### (2) 官公需向けの取組

- 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、市役所から発注する際には、優先的に調達先にするよう、各課に周知を図ります。
- 市内就労継続支援事業所と受託可能な業務の調整を行い、業務委託を行っています。さらに、受託した事業所に業務内容等の報告を行ってもらい、市内他事業所の参入を促します。
- 市業務のうち、外部委託が可能な事務の洗い出しを行い、事業所で提供できる役務とのマッチングを図ります。

### (3) その他

- 庁舎内やその他行政施設等において、事業所の授産製品の即売会を定期開催します。
- 事業所の自主製作製品販売について、市ホームページに掲載します。
- 農業を実践する事業所及び関係部署による情報共有会議を実施し、新たな活躍の場を検討します。